平成２３年（フ）第５１５号
愛知県東海市名和町寝覚264番地
破産者　兼子　利弘
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１１６号
大阪府貝塚市木積627番地５、前住所大阪府貝塚市水間146番地２
破産者　宮下スマ子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７２号
大阪府岸和田市池尻町118番地の７ニューサングレイス102号
破産者　安栗　忠男
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１７４号
大阪府吹田市江坂町２丁目１番26―802号
破産者　奥田知代子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
大阪府岸和田市藤井町１丁目10番25号
破産者　中岡　敬子
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２０７号
大阪府泉佐野市羽倉崎２丁目５番２―704号、元店舗の住所大阪府泉佐野市高松南２―6558
破産者　野良茶屋こと　飯田　裕志
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２９３号
神戸市東灘区本山南町８丁目５番16―402号
破産者　鳥井　智文
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３１２号
神戸市長田区久保町４丁目８番10号ワインベール新長田902号
破産者　浜井　芳雄
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６２号
兵庫県姫路市飾磨区上野田６丁目26番地、住民票上の住所兵庫県姫路市御立中７丁目８番47号
破産者　大井　健司
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第７１４号
広島県江田島市大柿町大原1250番地３、住民票上の住所広島市南区丹那町59番２号
破産者　菅原　俊美
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３号
広島市西区大宮２丁目７番５号
破産者　山岡　憲治
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６４３号
熊本市島町５丁目７番26号
破産者　小嶋　　毅
1　決定年月日　平成23年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２７７１号
札幌市豊平区美園７条３丁目３番６号　エリア美園Ⅰ―103号
破産者　三枝　彰仁
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５９号
北海道旭川市神居８条４丁目１番21号
破産者　林　　正樹
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５９号
神奈川県座間市相模が丘５丁目16番５―102号　グラン・コート小田急相模原
破産者　根岸　一仁
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２４号
神奈川県座間市緑ケ丘１丁目24番１号　モアステージⅢ105号
破産者　坂　　毅
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１３号
相模原市南区相模台３丁目７番17号　コーポアベ103
破産者　藤田　和彦
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４号
神奈川県座間市相武台３丁目4870番地の１ロイヤルパレス相武台109号
破産者　藤田　健一
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２１５号
長野県埴科郡坂城町大字上平305番地　上平団地44―25号、開始決定時の住所長野県埴科郡坂城町大字坂城6204番地
破産者　植村　清一
1　決定年月日　平成23年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部